

# 第 1 回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 5 年 1 月 3 0 日

出席者	1. 若杉伸児    2. 森田正春    3. 藤田博文    4. 田野敏広 5. 中田辰美    6. 林田寿利    7. 柳田隆喜 <del>8. 甲斐奉文</del> 9. 黒木謙志    10. 菊池勇夫 <del>11. 富井保徳</del> 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣    14. 中谷茂己
議事録署名人    1番 若杉 伸児 委員    2番 森田 正春 委員	
開催時間    開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和 5 年第 1 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、8 番甲斐奉文委員、11 番富井保徳委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は 12 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
局長	<p>〈挨拶〉</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和 5 年第 1 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。1 番若杉伸児委員、2 番森田正春委員、よろしく願いします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は、令和 5 年 1 月 30 日、本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請</p>

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 1 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 1 番から 6 番までの 6 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 1 番と 2 番については、譲受人が同一でありますので、同時に説明をお願いします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号 1 番と 2 番ですが、譲受人が同一ですのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 28 歳の方です。

受付番号 1 番。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 80 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字カラメ、田 3 筆、2,555 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。

受付番号 2 番。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 72 歳の方です。親子関係になります。申請地は、南郷上渡川字カラメと下古園、田 6 筆と畑 1 筆、3,658 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、親子間の贈与による所有権移転。利用計画は水稻と保全となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地共に 0 m<sup>2</sup>ですが、今回の申請が承認されますと、下限面積はクリアとなります。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。譲受人は高校卒業後、南郷にある施設で介護職員として勤務しております。受付番号 1 番の譲渡人は、長年農林業をやってきましたが、80 歳と高齢になり引退したいという話でした。息子が 2 人いるのですが、宮崎市に住居を構え、確固たる職業についておりますので、就農されることはないということで今回の申請となりました。昨年秋稲刈り後に、「誰か受けてくれる人はいないか」と直接相談がありましたが、出来れば売買でということでしたので長引いておりました。譲受人の父親に相談したところ、近所ということもあり、双方で話が進んだようです。譲受人はまだ本格的に農業をしていませんが、父親も 72 歳になりそろそろ息子に譲る予定だったそうで、今回の件で譲受人が農業をやると決心したそうです。受付番号 2 番については、それに伴い親子間で今のうちに農地を贈与したいということでした。何の問題もないと思っております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 1 番と 2 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 1 番と 2 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。譲受人は若い方ですが、地域の皆で見守っていただけるようお願いいたします。続きまして、受付番号 3 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 3 番です。申請人の譲受人は、門川町の 56 歳の方。譲渡人は、美郷町南郷神門の 79 歳の方です。申請地は、南郷神門字猪ノ越、田 1 筆、146 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、交換による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 7,019 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

4 番、田野です。譲受人は門川町に住んでいますが、元々はこの地区に住んでいて、現在は主に父親が耕作に従事しています。この案件に関しては、譲渡人が以前この地区に住んでいた時に土地を交換していたが、息子に贈与しようとしたところ、登記が変わっていないことが判明したため、今回の申請になったということです。昔から 1 枚田として譲受人が耕作していたそうですので、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 3 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 3 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 4 番の説明をお願いします。

事務局員	<p>8 ページをお開きください。受付番号は 4 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 78 歳の方。譲渡人が延岡市の 78 歳の方他 2 名、いずれも持ち分 3 分の 1 ずつです。申請地は、西郷田代字柿ノ迫、田 1 筆、247 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は自己保全となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 21,540 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
黒木良昭 委員	<p>12 番、黒木です。譲渡人の 3 名については、11 月と 12 月に同じような案件が出てきており、今回も前と同じ譲受人が購入すると聞いております。特に問題はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 4 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>〈なし〉</p>
	<p>無いようですので採決に移ります。受付番号 4 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〈全員、挙手〉</p>
	<p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。私からの要望ですが、この譲受人は広範囲にわたり農地を取得されています。しかし労力が 1 名ということで自己保全が多いようですので、たまに見回りをさせていただけるようお願いいたします。</p> <p>続きまして、受付番号 5 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>10 ページをお開きください。受付番号は 5 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 66 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 65 歳の方です。申請地は、西郷田代字沢渡、畑 1 筆、561 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は現状シキミが植えられているので、引き続き栽培するということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 11,182 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>

黒木良昭 委員	12 番、黒木です。譲渡人は現在宮崎市在住ですが、昔はご近所で譲受人とは幼馴染だそうです。申請地は現在シキミが植わっていて、今までも譲受人が管理されていたそうですが、もっとしっかりやりたいということで今回の売買になったそうです。特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 5 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。  〈なし〉  無いようですので採決に移ります。受付番号 5 番に賛成の方の挙手を求めます。  〈全員、挙手〉  ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 6 番の説明をお願いします。
事務局員	12 ページをお開きください。受付番号は 6 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 61 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 73 歳の方です。申請地は、西郷田代字馬生手、田 2 筆、2,740 m <sup>2</sup> であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっています。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 13,376 m <sup>2</sup> 。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが旧字図になります。この地区は地籍の再調査となっています。来年の 2 月には地籍調査が完了し、新しい地籍図が完成しますが、現状旧字図しかないということで添付させていただきました。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
森田委員	2 番、森田です。譲渡人は現在農業を営んでいない状態で、農地を放棄するわけにもいかず、譲受人に相談し話がまとまったようです。申請地に隣接する土地が譲受人の所有のため、管理も問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 6 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。
若杉委員	はい。

議長	はい、どうぞ。
若杉委員	1番、若杉です。対価が安いように思いますが、何か理由があるのでしょうか。
事務局員	はい。公簿面積は 2,740 m <sup>2</sup> ですが、航空写真等で現地を確認すると、農地の一部が山林化しており、実際農地として使える部分は大変狭小であることから、この金額で落ち着いたのではないかと考えます。
議長	私も現地を確認しました。ただ今事務局の説明のあった通りですが、現在農地の間に道路も抜けていて形が変わっている状態です。現状農地も荒れており、譲受人が自身の土地に影響がないように管理しているようです。双方納得されていると聞いております。若杉委員、よろしいですか。
若杉委員	はい。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 6 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	14 ページをお開きください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 1 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 7 番と 8 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	16 ページをお開きください。受付番号は 7 番です。申請人が、美郷町西郷田代の美郷町長です。申請地は、南郷神門字長堀、畑 1 筆、172 m <sup>2</sup> であります。申請の理由は、申請地は平成 8 年に住宅用地とするために造成した農地であり、現在は貸借契約を結び、平成 12 年当時の歯科医師の住宅用地となっている。今回町有財産を整理する際に、転用手続きが行われていないことが判明したための追認申請となります。転用後の用途は、宅地となっています。転用の時期は、着手が平成 8 年月日不詳となっています。17 ページが地籍集成図、18 ページが始末書、19

ページが現況写真となります。本案件は無断転用になりますが、始末書も添付されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員 14番、中谷です。現地の確認はしてきました。無断転用から20年以上経過し住宅も建築されており、今更農地に戻すことも出来ません。今後も宅地として使用していくということですので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号7番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

中田委員 5番、中田です。最近、始末書付きの転用案件が多いように思います。厳しくせねばならないと思いますが、いかがなものでしょうか。

事務局員 町が農地を所有することは農地法上出来ません。今回の案件について、閉鎖登記簿等いろいろ確認しましたが、当時のことを知る者がおらず原因ははっきりしませんでした。大変申し訳ありません。今後携わる転用については、このようなことがないように処理を進めていきたいと思えます。

議長 他にありませんか。

若杉委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

若杉委員 1番、若杉です。今後はないということでしたので、徹底していただきたいと思えます。ひとつ聞きたいのですが、自治体からあがってきた始末書について、指導が入ることはあるのでしょうか。

事務局員 町からの始末書について、今まで一度も指導等は受けておりません。今後このようなことがないようにいたしますので、今回の案件についてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 美郷町の職員の中で、このようなことが起こらないということ、事務局も言っておりますので、今後に期待をして決を採りたいと思えますが、いかがでしょ

うか。

〈異議なし〉

それでは、受付番号 7 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

以上のことを踏まえて、事務局、よろしくお願ひします。

続きまして、受付番号 8 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 8 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 82 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字橋野谷、田 1 筆、437 m<sup>2</sup>であります。申請の理由は、申請地は日当たりが悪く急傾斜の農地であり、用水の確保にも大変苦慮している耕作条件の非常に悪い農地であるため、杉を植林し山林に転用したいということです。転用後の用途は、杉の植林して山林。転用時期は、令和 5 年 3 月 1 日着手、令和 5 年 3 月 31 日完了予定となっております。21 ページが地籍集成図ですが、申請地の隣接地も以前転用しております。22 ページが現況写真になります。本案件は、立地基準と申請書の内容から判断し、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。現場を見てきましたが、申請地の近くに昨年の 3 月に転用申請を了解いただいた田があります。用水が足りないため、全部の田をやりきらないということでした。残りの田についてはできる限り米を作りたい、田として残していきたいと本人が話していましたので付け加えさせていただきます。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 8 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 8 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

23 ページをお開きください。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 1 月 30 日、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 9 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

25 ページをお開きください。受付番号は 9 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷山三ヶの 64 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷小原の 68 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷小原字上川久保、田 2 筆、4,357 m<sup>2</sup>であります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 24,446 m<sup>2</sup>。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は新規になります。26 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭  
委員

12 番、黒木です。地区担当委員が欠席のため、代わりに説明いたします。利用権の設定を受ける者は多頭飼育の畜産農家です。64 歳とまだ若く、意欲的に農地を借り入れ耕作を行っています。特に問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 9 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 9 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 1 号、農地改良完了届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

27 ページをお開きください。報告第 1 号、農地改良完了届について。農地改良

完了届出書の提出があったので報告する。令和5年1月30日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

28 ページをお開きください。本件は、12月の定例総会時に改良届が提出されておりました。1 m程度の嵩上げを行っております。土地の所在は、南郷神門字尾柳、田 1 筆、2,467 m<sup>2</sup>です。今後も田として利用する予定です。29・30 ページが着手前・完成の写真、31 ページが平面・断面図になります。以上で報告を終わります。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。  
以上を持ちまして、令和5年第1回美郷町農業委員会総会を終了いたします。  
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 若杉 伸児

美郷町農業委員会 委員 森田 正春

